

王寺町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 王寺町感震ブレーカー設置事業補助は、大規模地震発生時における電気に起因する住宅からの出火による被害から、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、感震ブレーカー設置費用の一部（以下「補助金」）を該当年度の予算の範囲内において交付するものとして、その交付に関しては、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町 規則第1号）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、感震ブレーカーとは、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（J W D S 0 0 0 7 付2）の規格で定める構造及び機能を有するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、王寺町内の住宅に新品の感震ブレーカーを設置する者であつて、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 補助対象者の世帯において町税等を滞納している者がいないこと。
- (2) 住宅用火災警報器を設置している住宅であること。
- (3) 王寺町補助金等交付規則第4条第2項に該当しない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとし、本要綱による補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき1回限りとする。

- (1) 自己が所有し、又は居住する王寺町内の住宅に感震ブレーカーを設置する費用（感震ブレーカーを設置する住宅が賃貸目的の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する費用に限る。）
で、町長が必要と認めるもの
- (2) 王寺町内に自らが居住目的で新築する一戸建て住宅に感震ブレーカーを設置する費用で、町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に係る費用補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）
とし、50,000円を上限として、町長が認める額
- (2) 前条第2号に係る費用20,000円を上限として、町長が認める額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、王寺町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 品名・規格が明記された領収書の写し（前条第2号に係る領収書を除く。）
- (2) 感震ブレーカー設置後の写真
- (3) 住宅用火災報知器の設置を証明できるもの
- (4) 補助金を受け取るための口座が確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、王寺町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができるものとする。

3 補助金の額は、交付決定書を申請者に通知することにより、確定したものとみなし、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助額の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。